

兵庫県若手優秀施工者賞表彰実施要領

(目的)

第1条 優秀な若手建設技術者を表彰することにより、若手建設技術者の誇りと意欲を増進させ、これらの者の能力と資質の向上を図るとともにその社会的評価・地位の向上を図り、もって次世代を担う建設産業における人材を確保、育成し、その定着を促進することにより建設産業の健全な発展に資することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、工事施工に直接従事し、将来、建設活動の中心的役割を担う総合的管理能力を備えた監督、職長、作業長等としてその活躍が一層期待される監理技術者、主任技術者とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、次の各号のすべてに該当する者について行う。

(1) 技術が優秀である者

工事施工にあたって必要な技術的な知識、現場管理能力及び施工管理能力が優れていること。

(2) 監理技術者・主任技術者（補佐を含む）として担当した建設工事に相当の実績がある者

監理技術者・主任技術者として担当した建設工事に相当の実績があること、又は監理技術者・主任技術者の業務を十分に補佐した実績があること。

(3) 将来その活躍が一層期待される者

将来を担う建設技術者として、資格取得、講習会等への参加等、技術の向上のための取組に意欲的であり、将来その活躍が一層期待できること。

(4) 工事施工において安全・衛生の向上に貢献している者

工事現場における安全・衛生の向上のための活動を行うとともに、相当期間、自己の責任に関わる事故を起こしていないこと。

(5) 勤務成績、日常行為等において他の若手技術者等の模範となる者

勤務の状況、品行等において他の若手技術者等の模範となっていること。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、知事が賞状を授与して行う。

(表彰の期日)

第5条 表彰は、その功績を讃えるにふさわしい時期に行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。